

## 令和7年度用補正箇所(概要)

### 1 建築基準法の改正に伴い改正済み(令和6年4月1日施行)の箇所

- ・155頁 ワ 主要構造部→**特定**主要構造部  
カ 主要構造部→**特定**主要構造部
- ・186頁 表 3・7 の条件欄(上から1, 3, 4の欄) 主要構造部→**特定**主要構造部
- ・187頁 表 3・8 の下欄(2行目) 主要構造部→**特定**主要構造部
- ・188頁 表 3・8 の各欄(いずれもイ) 主要構造部→**特定**主要構造部
- ・253頁 問題 34(1) 主要構造部→**特定**主要構造部

### 2 危険物の規制に関する政令の改正(令和5年12月27日施行)による箇所

- ・表 4・17 の「危険物の種類によるもの」の右欄「高引火点危険物のみの屋内貯蔵所」  
の次(下)に「**リチウムイオン蓄電池の屋内貯蔵所**」「**危令 10⑥**」を追加  
「指定過酸化物……」 「危令 10⑥」→「**危令 10⑦**」に変更

### 3 危令・危則の改正(令和7年5月14日公布、5月15日施行)による箇所

通常、予防技術検定の試験範囲について「実施年の4月1日現在で施行になっている」とされていますので、本年度試験には出ませんが既に公布されていますので、施行日を明示して補正することとしました。

- ・270頁表 4・16 の「詰替え」と「油圧装置等」の間(類型、取扱い内容、取扱い危険物)に  
「**リチウムイオン蓄電池**」「**リチウムイオン蓄電池の製造、組み立て、充電、放電**」「**リチウムイオン蓄電池による第二類、第四類**」を追加する。

なお、当該欄外(右)に**※**を付し、表の下(欄外)に**※令和7年5月15日施行**と追記する。